

令和7年2月臨時議会提出予定案件の概要説明

報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について） （南知多町大字大井地内における交通事故） （専決 令和6年12月20日）

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

1 相手方

2 事故の概要

令和6年6月24日午後7時頃、町消防団員が南知多町大字大井地内の道路において、消防積載車を後退させる際に周囲の状況確認を怠り、消防積載車の旗ポールを相手方が所有するカーポートに接触させ、当該カーポートを損傷させたものである。

3 損害賠償の額及び和解の内容

（1）損害賠償の額 406,450円

（2）和解の内容

相手方に対し、事故に係るカーポートの修理代として上記損害賠償の金額を支払うこと。

議案第1号 工事請負契約の締結について（内海観光センター建設工事）

1 提案の理由

内海観光センター建設工事について請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決が必要であるからである。

2 工事の概要

（1）工 事 名

内海観光センター建設工事

（2）工 事 場 所

南知多町大字内海地内

（3）主な工事内容

内海観光センターの新築

鉄筋コンクリート造 2階建て 延べ床面積 183.38㎡

（4）工 期

令和7年12月1日まで

（5）請負契約金額

金128,480,000円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金11,680,000円）

- (6) 請負契約者
知多郡南知多町大字内海字北向92番地の3
角建工有限会社
- (7) 契約の方法
指名競争入札

議案第2号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第3号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第4号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

以上3議案の提案理由の説明

1 改正の理由

人事院は、令和6年8月に民間給与との較差を埋めるため、俸給表の水準を平均3.0%引き上げるなどの給与勧告を行った。

これにより、本町においても、国家公務員の給与改定に併せ、議会議員及び特別職の職員の期末手当支給割合の改定並びに一般職の職員の給与改定を実施するため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の主な内容

(1) 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
(第6条第2項関係)

(2) 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
(第4条関係)

期末手当の支給割合について、令和6年12月期は0.05月分引き上げる。

区 分	6月期	12月期	合 計
令和6年度 期末手当	1.70月 (支給済み)	<u>1.75月</u> (現行1.70月)	<u>3.45月</u> (現行3.40月)

(3) 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

ア 給料表の改正 (別表第1及び別表第2関係)

初任給を始め若年層に特に重点を置いて給料月額を平均3.0%引き上げるため、別表第1及び別表第2の給料表をそれぞれ改正する。

イ 期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正 (第20条及び第21条第2項関係)

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合について、令和6年12月期はそれぞれ0.05月分引き上げる。

定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合について、令和6年12月期はそれぞれ0.025月分引き上げる。

(定年前再任用短時間勤務職員以外の職員)

区 分	6月期	12月期	合 計
令和6年度 期末手当	1.225月 (支給済み)	<u>1.275月</u> (現行1.225月)	<u>2.50月</u> (現行2.45月)
勤勉手当	1.025月 (支給済み)	<u>1.075月</u> (現行1.025月)	<u>2.10月</u> (現行2.05月)

(定年前再任用短時間勤務職員)

区 分	6月期	12月期	合 計
令和6年度 期末手当	0.6875月 (支給済み)	<u>0.7125月</u> (現行0.6875月)	<u>1.400月</u> (現行1.375月)
勤勉手当	0.4875月 (支給済み)	<u>0.5125月</u> (現行0.4875月)	<u>1.000月</u> (現行0.975月)

3 施行期日等

(1) 議案第2号及び議案第3号

公布の日から施行する。

この条例による改正後の条例の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(2) 議案第4号

公布の日から施行する。

この条例による改正後の給与条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。

議案第5号 令和6年度南知多町一般会計補正予算(第5号)

補正額 230,162千円 補正後 9,652,549千円

◎繰越明許費

住民課

・総務費 仮振り仮名通知書通知事業

4,117千円

1 職員人件費

○歳出

①人件費

19,615千円

・給料(人事異動等に伴う増)

2,528千円

・職員手当等(人事異動等に伴う増)

13,129千円

(物価高騰対応重点支援給付金給付事業分の増)

663千円

・共済費(人事異動等に伴う増)

3,129千円

・会計年度任用職員(社会保険料の増)

166千円

2	防災交通課		
	○歳出		
	①消防費	知多南部消防組合分担金の増	3, 4 5 0千円
3	企画財政課		
	○歳入		
	①国庫支出金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増	8 5, 5 5 0千円
	②繰越金	繰越金の増	4 0, 4 9 6千円
4	産業振興課		
	○歳出		
	①商工費	師崎港観光センター周辺整備運営事業費（役務費委託料）の増	7 9 5千円
5	住民課		
	○歳入		
	①国庫支出金	・ 社会保障・ 税番号システム整備費	4, 1 1 6千円
	○歳出		
	①民生費	戸籍住民基本台帳費一般管理費（役務費委託料）の増	4, 1 1 7千円
6	ふくし課		
	○歳出		
	①民生費	物価高騰対応重点支援給付金（低所得世帯支援枠等）給付事業費（需用費 役務費委託料 負担金、補助及び交付金）	8 5, 2 5 4千円
7	健康こども課		
	○歳出		
	①民生費		4, 0 9 1千円
		・ 保育所一般管理費 償還金、利子及び割引料の増	7 1 2千円
		・ 出産・子育て応援交付金交付事業費 償還金、利子及び割引料	1, 0 5 9千円
		・ 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費 償還金、利子及び割引料	2, 3 2 0千円
8	教育課		
	○歳出		
	①教育費	教育振興一般管理費 需用費の増	4, 2 8 2千円

9 成長戦略室

○歳入

①寄附金 ふるさと納税の増 100,000千円

○歳出

①総務費 ふるさと納税事業費（役務費 委託料
負担金、補助及び交付金）の増 108,373千円

10 議会事務局

○歳出

①議会費 議員給与費 議員期末手当の増 185千円

議案第6号 令和6年度介護保険特別会計補正予算（第3号）

（健康介護課）補正額 1,528千円 補正後 2,059,319千円

○歳入

①基金繰入金 介護給付費準備基金繰入金の増 1,528千円

○歳出

①地域支援事業費（給料 職員手当等 共済費）の増 1,528千円

議案第7号 令和6年度南知多町水道事業会計補正予算（第2号）

（水道課）補正額 2,508千円 補正後 938,425千円

○収益的支出

①営業費用 9,019千円

・配水及び給水費の増（人件費） 667千円

・水道施設維持修繕費の増 7,500千円

・総係費の増（人件費） 852千円

②営業外費用 消費税及び地方消費税の減 △4,832千円

○資本的支出

①建設改良費 配水設備新設改良費の減（人件費） △1,679千円

議案第8号 令和6年度南知多町漁業集落排水事業会計補正予算（第2号）

（水道課）補正額 1,669千円 補正後 214,508千円

○収益的収入

漁業集落排水事業収益

①営業外収益

・消費税及び地方消費税還付金 143千円

○収益的支出

漁業集落排水事業費用

①営業費用

・総係費の増（人件費） 1,669千円